

0歳～5歳児の未就学児を養育する世帯に対して 特別給付金を支給します

◎目的

新型コロナ禍における子育て世帯に向けた、
本市独自の新しい支援を行う

◎支給内容

①対象児童：令和2年9月1日時点の**未就学児**

(注) 令和2年9月1日時点で0歳から小学校入学前のお子さんまで。

(生年月日が平成26年4月2日から令和2年9月1日までの児童)

②支給対象：対象児童を養育する本市児童手当受給者

③支給額：**対象児童1人あたり5万円**

④支給時期：令和2年10月末ごろ

「大阪市ひとり親世帯臨時特別給付金」

目的： 新型コロナ禍における、ひとり親世帯への支援を行う
支給額： **基本 1世帯 5万円、第2子以降一人につき3万円**

※追加給付 1世帯 5万円

《給付金の申請手続きが必要な方》

- ◆ **公的年金等※1を受給しており、児童扶養手当の支給が停止されている方 など**
※1 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など
- ◆ **家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**
- ◆ **基本給付を受給済で、かつ、前年に比べ収入が激減した方（追加給付申請のため）**

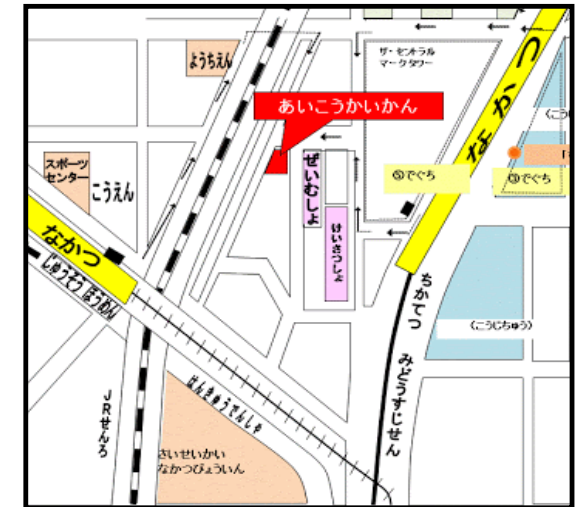
※詳細はホームページをご覧ください。

集中相談会を開催中です！

- ① 8月18日（火）～21日（金）、23日（日）
午前10時～午後4時30分
- ② 8月24日（月）～28日（金）、31日（月）
午後1時30分～午後7時

お問合せ先 ひとり親世帯臨時特別給付金窓口

電話 06 (6208) 8289 (受付時間 平日9:00～17:30)



会場： 大阪市立愛光会館 5階
大阪市北区中津 1-4-10